

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
令和3年度 第9回理事会（ZoomによるWeb会議）議事録

1. **開催日時** 令和4年2月18日（金）10：30～12：30
2. **開催場所** 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構事務室（Zoom Web 会議）
3. **出席者**
（理事）赤池 昭紀、奥田 真弘、久保田 理恵、崔 吉道、田辺 功、俵木 登美子、
中垣 俊郎、狭間 研至、林 昌洋、藤垣 哲彦、安原 真人、山田 勝士、
山本 信夫、吉田 武美
（監事）齊藤 勲、三輪 亮寿
（事務局）清水 亨事務局長、田中 美香、鈴木 春美
（双方向の円滑で意思疎通が可能な手段（Zoom Web 会議）により参加）

4. 議 案

審議事項

- (1) 第1号議案 公益社団法人東京都薬剤師会の認証申請に関する件
- (2) 第2号議案 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構クレジットカード取扱規程
（案）に関する件
- (3) 第3号議案 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構利益相反委員会規程
（理事会覚書案）に関する件

5. 事前配布資料

- (1) 第1号議案 R3-01（公社）東京都薬剤師会新規認証申請に関する
認定制度委員による評価結果総括報告書他
- (2) 第2号議案 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構クレジットカード取扱規程
（案）
- (3) 第3号議案 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構利益相反委員会規程
（理事会覚書案）

その他

参考資料（評価基準チェックリスト）

情報提供（地域における効果的な薬剤師確保の取り組みに関する調査研究リーフレット）

6. 当日配布資料（画面共有）

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構クレジットカード取扱規程（案の2）
（本資料は理事会後メール添付にて役員へ送付された）

7. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、理事名を点呼し、出席者の確認を行った。理事総数15名中14名が出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており理事会は成立していることを告げた。また、齊藤監事と三輪監事の出席も点呼により確認した。

吉田代表理事の挨拶があった。次いで配布資料の確認を行った後、理事会規程第5条第3項により、代表理事が議長となり、議事を進めた。

《審議事項》

(1) 第1号議案 公益社団法人東京都薬剤師会の認証申請に関する件

議長より、本議案について山田認証担当理事に説明を求めた。山田認証担当理事から本認証申請は新規であり、R3-01として評価を進めてきたことを述べた。事前配布資料(1)の評価結果総括報告書、肯定的評価R3-01(新規)、評価コメント及び回答R3-01(新規)、別添3コメント回答に対する回答及び別添4認証申請書修正版及び添付資料1~9、また事務局からの参考資料である評価基準チェックリストも共有画面に示しながら、詳細な説明を行った。規模の大きな生涯研修制度としても良く纏められており、評価委員からのコメントに対しても丁寧に回答されていることから、総合評価として本制度に対する評価は高く、R3-01の新規認証申請を承認したいと報告した。

本報告に対し、以下のような質問に対し、認証担当理事及び議長より回答があった。

○ 総括報告書の別添2に記載の1.事業の目的・構想についてのコメントで、日本薬剤師会や都府県薬剤師会などいろんな組織からの研修認定薬剤師が輩出されることが懸念されている。統一性を考えなくてよいか。本法人の事業で既認証に関しては、年度毎事業報告書を基にフォローアップするとされているが、取り組みの状況はどうか。

回答：現在はインターネットにより全国各地で学習できる。それぞれの研修機関における認定に対しては統一性を保っている。本コメントは、本法人の評価・認証の役割の認識がやや薄かったのではと思う。実際には、評価基準に従って評価を進めていると理解している。

回答：フォローアップに関しては、年度毎研修事業報告書の提出を数年前まで求めていたが、現在は中断している。今後フォローアップ担当職員を増員し、担当チームを立ち上げて評価を進めるために、事務局体制の強化を図っていくこととしたい。

○ 事務局体制の強化は、重要であるので進めてもらいたい。

○ 新認定制度委員からの指摘は重要である。年度毎の研修事業の確認も必要で、研修プロバイダーの質の確保が重要である。厚労省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会取りまとめ(令和3年6月30日)」において、「研修に関して薬剤師認定制度認証機構(CPC)の認証を受けた研修機関が実施している研修の受講が進んでおり、そのような研修を薬剤師は活用すべきである」と記載されているので、本法人は、認証している研修プロバイダーの質の向上を確保する重要な役割を担っている。ビジョン委員会で検討することにな

っていたが、どうなっているか。

回答： ビジョン委員会は、本年度は設置出来なかったが、次年度は立ち上げていく予定である。薬局認定制度も施行され、薬剤師の質の向上、研修内容の質の確保は、各プロバイダーにお願いしているが、それをチェックし、評価できる体制は出来ていない。

回答： 研修プロバイダーには年度毎報告書の提出をお願いする。研修方法も変わりつつあるので、研修内容を評価していく上でも重要と考える。

○ 先のコメントで、「懸念されている」というのは、認定制度が出てくることが望ましくないのか、統一性を欠くことが望ましくないのか不明である。本法人は、研修プロバイダーとしての資格のある機関からの研修制度の申請を評価基準に合わせて評価・認証するのが重要な役割であると理解している。以前にも研修センターが研修の中心的役割を担う時期に、石川県薬剤師会の認証申請に対して同様な議論があったが、全国どこでも薬剤師が研修に参加できる仕組みであるとの説明があり認証された経緯がある。研修制度として、都薬では薬剤師にこれだけ学んで欲しいと、今後の薬剤師の目指す方向性の分野を提起している。

○ 評価コメントに臨床薬学分野に関して、「臨床薬理学、解剖学、病理学、病態学、生理学などの臨床薬学に関連する分野」の記載があるが、clinical pharmacyは齊藤太郎先生が臨床薬学と訳したものである。六者懇での議論もそうであるが、全体的に、専門用語の設定などが明瞭でないと思う。

○ 大きな分野に関する話であるが、臨床薬理学を基にして欲しいという提案ではないかと思う。

○ 目的・構想の今後の薬剤師が目指す方向で臨床薬理学を明示するのは重要である。研修カリキュラムツリーにおいて基礎と臨床を住み分けるのは問題ない。今回申請しているこの組織を認証するのは妥当である。

本年2月14日の厚労省ワーキンググループの論点で、薬剤師がスキルアップし、専門性を発揮し、対人業務の充実に対してどのような取り組みが必要か、薬剤師の質向上を図り、維持していくには、どういう研修が必要で、何が重要で、職能としてどのような内容を求めるかが議論された。本法人は、薬剤師の質の向上に、どのようなプロバイダーを認証していくか、充実を求める研修内容に関するメッセージやそれに関連する基準を示すことが大事である。本法人が研修プロバイダーを評価・認証していくのは重要であり、また目指すべき認証の方向性を示し、リーダーシップを取っていくことも重要である。

臨床薬理学を明示、学んでいくことは大事である。臨床試験の実施に関する基準のICHのrev.3の議論でも、どのような薬学的、臨床的エビデンスがあって、どのタイミングで処方提案するか、どういう根拠で目の前の患者に副作用モニタリングを適用するかなど、単に添付文書からだけでなく、POC (Proof of Concept) 研究などを評価出来る能力がないと、医師のパートナーとして専門性の高い職能に届かないのではないかと心配している。

○ 薬剤師のやる事が医師の医行為に触れるか触れないかが重要である。ファルマシ

ア2月号に、ワクチン接種は、米国では薬剤師がOKであるとの記事があるが、基本的に医行為を薬剤師は出来ない。あいまいなままで行うと医行為に触れて違反となる。ワクチン接種は米国では薬剤師はOKであるが、日本ではどうすれば可能なのかをキチンとしないといけないので、そこを詰めてもらいたい。

○ 医者は、薬学教育は受けていない。薬は医療の大きい部分を占めており、薬学教育の中に医学の教育が少ないので、薬剤師はもっと医学の基礎を知って欲しい。薬学教育の中に医療の内容が生かされなければいけない。医学の基礎をキチンとすることが望ましく、この東京都薬剤師会からの申請内容は大変立派であり、実行されて行けば薬剤師の役割はもっと大きくなると感じた。

○ 医業は、医師の独占であるが、薬剤師の協力がなければ発展していかない。法的な観点からの検討を深める必要がある。

議長より、議決に当たり、引き続き意見を求めたところ、以下の質疑応答があった。

○ 申請書5ページ「3.4人配置」の項3つ目の○の③の記載ミス「委員会」を「委員長」に訂正すること。E-learningで他の研修プロバイダーの単位を認めているが、研修センターのe-learningは90分で1単位である。この申請者では120分で1単位である。受け入れは単位シールや受講証明書であると思うが、その場合の受け入れはどうなるのか。

回答： 指摘箇所は訂正する。E-learningでの単位付与に当たって学習時間の相違はあるが、単位シールや受講証明書があれば、研修プロバイダーの責任でそのまま受け入れていいと思う。

○ 単位シールは、研修手帳に貼付となっているが、不正防止策はどうなっているか確かめる必要がある。

回答： 確認する。不正防止策の一端として研修センターの電子化での研修や認定証発行の管理が進められているが、本法人としてもこの観点からの整合性に関して検討していく必要がある。

○ 各研修プロバイダーがそれぞれ電子化を進め、電子的な管理が進んでいるが、薬剤師の入り口は一つであることが望ましい。研修センターでは薬剤師登録番号などの入力ミスで、その修正に多大な労力を必要としている。今後の管理がどうなっていくか検討が必要である。電子的な研修の管理も、今後ビジョン委員会で議論を進めて欲しい。

さらに、三輪監事から、健康長寿社会の到来と薬剤師、終末期医療と薬剤師に関する視点や論点を取り上げ、今後に向け薬剤師の活躍が必須不可欠になるのか検討していくよう希望する、との要望があった。

以上の質疑応答、意見交換及び要望提示の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく本新規申請の認証が承認された。R3-01は、認証番号をG26とする。

2) 第2号議案 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構クレジットカード取扱規程 (案) に関する件

議長より、事前配布資料(2)に齊藤監事が条文整理を行った資料を本議案の資料として画面共有している旨の説明がなされた。次いで議長より、齊藤監事からの補足説明を求めた。齊藤監事より、条文整理した点は、第10条の規定を分かりやすくしたこと、第11条の懲罰は就業規則の記載事項であり削除したこと、改廃規定は附則から本則に移動したこと、施行年月日は具体的な数字を入れる必要があることなどが説明された。併せて、議長に就業規則が存在することの確認が求められた。

本説明に対し、第11条カードの返却に関して第6条との齟齬が生じることが指摘された。

議長から画面共有した資料は、案の2として役員全員に追加配布し、さらに検討を加えることとした。本規程とともに会計処理規程の改正も必要であることから、次回の理事会で併せて提案することとし、本議案の採決は延期とした。本議案に関連して、指摘されていた就業規則に関しては、職員就業規程として存在することを述べ、事務局の調査不足であったことに謝意を表した。

(3) 第3号議案 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構利益相反委員会設置規程 (理事会覚書案) に関する件

議長より、事前配布資料(3)を共有画面に示し、本議案の「理事会の議決における利益相反に関する考え方」の説明がなされた。

本説明に対し、定款第30条の解釈として作成する規則は、正確で分かりやすいものでなければならず、まずは「特別な利害関係」と考えられる具体的な事例を収集し、それらの事例を包括的に表現できる文言を工夫するべきであるとの指摘があった。

以上の意見交換の結果、本議案に関連する具体的な事例を収集した上で、改めて提案することになった。

議長より役員に対して、本法人の主たる事業である評価・認証に関する審議において、理事が利益相反になり得る具体的な事例の情報提供の要望があった。

8. その他

議長より、清水事務局長が本年度末日で退職されるのでご挨拶をと告げた。清水事務局長より、10年を超えて勤めてきたが、種々お世話いただいたことに感謝する旨の挨拶があった。

次いで清水事務局長より、3月4日(金)10時半からの理事会を予定していること、現状ではZoomによるWeb会議になることを告げた。

